

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○事務委任規則の一部を改正する規則

（同）

二

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

（同）

二

る規則

（同）

二

○公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

（私学文書課）

三

○母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

（子ども家庭課）

三

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

四

○公益法人の検査に関する規程を廃止する訓令

（私学文書課）

五

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百五号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条職員厚生課の分掌事務の項第六号中、「財団法人宮城県職員互助会」の下に、「（昭和四十七

年六月一日に財団法人宮城県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）を加え、同条私学文

書課の分掌事務の項第四号を次のように改める。

四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「認

定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）により知事の権限に属する事務（整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に関する事務を除く。）の連絡調整に関すること。

第十一条私学文書課の分掌事務の項第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務の連絡調整に関すること。

第十二条政策課の分掌事務の項第八号中、「財団法人宮城県地域振興センター」の下に、「（平成五年二月一日に財団法人宮城県地域振興センターという名称で設立された法人をいう。）を加える。

第十三条廃棄物対策課の分掌事務の項第四号中、「財団法人宮城県環境事業公社」の下に、「（昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社という名称で設立された法人をいう。）を加え、同条生活・文化課の分掌事務の項第十七号中、「財団法人宮城県文化振興財団」の下に、「（平成四年十月

一日に財団法人宮城県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）を、「財団法人慶長遣欧使節船協会」の下に、「（平成四年一月二十二日に財団法人慶長遣欧使節船協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）を加える。

第十五条新産業振興課の分掌事務の項第八号中、「財団法人みやぎ産業振興機構」の下に、「（昭和十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。）を加え、同条国際政策課の分掌事務の項第十二号中、「財団法人宮城県国際交流協会」の下に、「（昭和三十年十二月

二十日に財団法人宮城県海外協会という名称で設立された法人をいう。）を加え、同条国際経済課の分掌事務の項第四号中、「財団法人みやぎ産業交流センター」の下に、「（平成六年八月一日に財団法人みやぎ産業交流センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）を加える。

第十六条食産業振興課の分掌事務の項第八号中、「社団法人宮城県物産振興協会」の下に、「（昭和三十年七月十一日に社団法人宮城県物産振興協会という名称で設立された法人をいう。）を加え、同条農業振興課の分掌事務の項第十四号中、「社団法人宮城県農業公社」の下に、「（昭和四十五年十二月十

一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）を加え、同項第十五号中、「財団法人みやぎ農業担い手基金」の下に、「（平成一年十月八日に財団法人みやぎ農業担い手基金という名称で設立された法人をいう。）を加え、同条農産園芸環境課の分掌事務の項第二十

一号中、「社団法人みやぎ原種苗センター」の下に、「（平成四年一月二十七日に社団法人みやぎ原種苗

センターという名称で設立された法人をいう。）を加え、同条農産園芸環境課の分掌事務の項第二十

号中、「社団法人みやぎ原種苗センター」の下に、「（平成四年一月二十七日に社団法人みやぎ原種苗

センターという名称で設立された法人をいう。）を加え、同条農産園芸環境課の分掌事務の項第二十

センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加え、同条林業振興課の分掌事務の項第十五号中、「財団法人みやぎ林業活性化基金」の下に、「平成四年九月十四日に財団法人みやぎ林業活性化基金という名称で設立された法人をいう。」を加え、同条森林整備課の分掌事務の項第九号中「社団法人宮城県林業公社」の下に、「昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加え、同条水産振興課の分掌事務の項第十八号中「社団法人宮城県漁業無線公社」の下に、「昭和五十六年一月九日に社団法人宮城県漁業無線公社という名称で設立された法人をいう。」を加え、同条水産基盤整備課の分掌事務の項第十三号中「財団法人宮城県水産公社」の下に、「平成七年四月一日に財団法人宮城県水産公社という名称で設立された法人をいう。」を加える。

第十八条土木総務課の分掌事務の項第四号中「社団法人宮城県建設センター」の下に、「昭和四十三年五月一日に社団法人宮城県建設コンサルタントという名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加え、同条事業管理課の分掌事務の項第九号中「財団法人みやぎ建設総合センター」の下に、「平成八年三月十八日に財団法人みやぎ建設総合センターという名称で設立された法人をいう。」を加え、同条港湾課の分掌事務の項第九号中「財団法人宮城県フェリー埠頭公社」の下に、「昭和五十年四月一日に財団法人宮城県フェリー埠頭公社という名称で設立された法人をいう。」を加え、同条下水道課の分掌事務の項第四号中「財団法人宮城県下水道公社」の下に、「昭和六十二年八月一日に財団法人宮城県下水道公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加え、同条住宅課の分掌事務の項第十三号中「財団法人宮城県建築住宅センター」の下に、「昭和四十二年十二月五日に財団法人宮城県住宅相談所という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加える。

別表第二宮城県公益認定等委員会の項中、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五

十号）を「認定法及び整備法」に、	同
	を
	私学文書課 及び認定法 第二号第三 号に規定す る公益法人 が行つ公益 目的事業に 関連する事 務を所掌す る課室

に改める。

別表第三伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターの項中「財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団」の下に、「昭和六十三年十一月十六日に財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団という名称で設立

された法人をいう。」を加え、同表クレー射撃場の項中「社団法人宮城県猟友会」の下に、「昭和四十一年八月三十一日に社団法人宮城県猟友会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表母子福祉センターの項中「財団法人宮城県母子福祉連合会」の下に、「昭和三十一年三月十七日に財団法人宮城県母子福祉連合会という名称で設立された法人をいう。」を加え、同表薬用植物園の項中「社団法人宮城県薬劑師会」の下に、「昭和二十四年四月一日に社団法人宮城県薬劑師協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百六号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号ル中「第七十三条第四項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十三条」を「第七十二条の十八の十」に改め、同項第七号イ中「第四十二条」を「第三十三条の六」に改め、同項第二十一号ト中「第百条第四項において準用する民法第八十三条」を「第九十九条の十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百七号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督（公安委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする特例民法法人に係るものに限る。）に関する事務及び整備法により旧主務官庁（同法第九十六条第一項に規定する旧主務官庁をいう。）の権限に属する事務（公安委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする特例民法法人に係るものに限る。）並びに公益信託（開スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（公安委員会の所掌事務に関連する事項を目的とするものに限る。）の引受けの許可及び監督に関する事務

第五条第三項第三号中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 教育長に、次に掲げる事務を補助執行させる。

一 表彰規則（昭和四十二年宮城県規則第六十三号）第八条から第十条までの規定に基づく表彰に関する事務

二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び整備法により知事の権限に属する事務のうち教育委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号の一般社団法人等をいう。）に係る事務

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百八号

公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十三年宮城県規則第五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分等の許可、解散及び清算に係る届出並びに清算結了の届出に係るものを含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。

3 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年宮城県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十三年宮城県規則第五号）の項を削る。（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正前の知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定は、整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督が行われている間は、なおその効力を有する。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百九号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和四十年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。第四条第二項第二号中「又は寄附行為」を削る。

様式第三号（裏面）中

財源	資本	土地	建物	寄附設備	預金・現金	その他	計
	借入金						
財源		田	田	田	田	田	田

を

財産	数	土地	建物	附帯設備	預金・現金	その他	計
	評価額	円	円	円	円	円	

「財産」と及び「基本財産及び運用財産」を「財産」に改め、「又は執行行為」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第十号を次のように改める。

十 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行に
関すること。

イ 変更の認定（第十一条）

ロ 合併による地位の承継の認可（第二十五条）

ハ 公益法人に対する勧告及び措置命令（第二十八条）

ニ 宮城県公益認定等委員会への諮問（第五十一条）

別表第一各部長の専決事項の項中第三十号を第三十一号とし、第十一号から第二十九号までを一
ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等
に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に
関

すること。

イ 特例財団法人の吸収合併契約の承認に係る手続の承認（第六十七条）

ロ 特例財団法人の最初の評議員の選任の認可（第九十二条）

ハ 特例民法法人の定款の変更の認可（第九十五条）

ニ 特例民法法人の基本財産の処分等の承認（第九十五条）

ホ 特例民法法人に対する監督上必要な命令（第九十五条）

ヘ 特例民法法人に対する措置命令（第九十六条）

ト 登記の催告（第九九条、第三百一十一条）

チ 公益目的支出計画の変更の認可（第二百二十五条）

リ 移り法人に対する勧告及び措置命令（第二百二十九条）

又 移り法人の精算時の残余財産の帰属の承認（第三百十条）

ル 宮城県公益認定等委員会への諮問（第三百八条）

別表第一環境生活部長のNPO活動促進室に係る専決事項の項第一号中ロ及びハを次のように改め
る。

ロ 法人の仮理事及び特別代理人の選任（第十七条の三、第十七条の四）

ハ 法人の定款の変更の認証（第二十五条）

別表第一NPO活動促進室長の専決事項の項第一号中「第三十九条の二十二の二第二項第九号」を
「第三十九条の二十三第一項第八号」に改める。

別表第一保健福祉部長の国保医療課に係る専決事項の項第一号中ロ及びハを次のように改める。

ロ 仮理事及び特別代理人の選任（第二十四条の四、第二十四条の五）

ハ 組合会の理事に対する指揮（第二十五条）

別表第一経済商工観光部長の商工経営支援課に係る専決事項の項第三号中「第十九条」を「第十二
条の五」に改め、同表農林水産経営支援課長の専決事項の項第八号中「第四十二条」を「第三十二
条の六」に改め、同表農村振興課長の専決事項の項第一号中「第七十六条」を「第七十一条の二」
に改め、同表土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第三号イ中「第四十四条」を「第三十三条の
六」に改め、同表地方振興事務所長の専決事項の項第三号ニ中「第五十五条、民法（明治二十九年法
律第八十九号）第八十三条」を「第五十四条の三」に改める。

別表第四地方振興事務所の地域事務所長の専決事項の項第四号へ中「第五十五条、民法第八十三条」
を「第五十四条の三」に改め、同表農業振興部長の専決事項の項第一号又中「第七十二条、民法第八
十三条」を「第七十二条の十八の十」に改め、同表林業振興部長の専決事項の項第三号へ中「第一百
条、民法第八十三条」を「第九十九条の十」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第三十三号

公益法人の検査に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公益法人の検査に関する規程を廃止する訓令

公益法人の検査に関する規程（昭和五十一年宮城県訓令甲第二十一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による廃止前の公益法人の検査に関する規程の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算結了の届出に係るものを含む。）が行われている間は、なおその効力を有する。